

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成25年4月11日(2013.4.11)

【公開番号】特開2011-209021(P2011-209021A)

【公開日】平成23年10月20日(2011.10.20)

【年通号数】公開・登録公報2011-042

【出願番号】特願2010-75370(P2010-75370)

【国際特許分類】

G 01 N	3/40	(2006.01)
F 16 C	33/64	(2006.01)
F 16 C	33/62	(2006.01)
C 21 D	9/40	(2006.01)
C 21 D	1/06	(2006.01)
C 23 C	8/32	(2006.01)
G 01 M	13/04	(2006.01)

【F I】

G 01 N	3/40	F
F 16 C	33/64	
F 16 C	33/62	
C 21 D	9/40	Z
C 21 D	1/06	A
C 23 C	8/32	
G 01 M	13/04	

【手続補正書】

【提出日】平成25年2月27日(2013.2.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項4】

前記浸炭窒化層の表面における窒素濃度が0.1質量%以上である、請求項1～3のいずれか1項に記載の軸受部品。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

上記軸受部品では、浸炭窒化層の表面における窒素濃度が0.1質量%以上であってよい。この場合、軸受部品の寿命延長を確実に図ることができる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0028】

上記検査方法において、軸受部品における浸炭窒化層の表面において確認される窒素濃

度は0.1質量%以上であってもよい。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0039

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0039】

上記軸受部品（内輪1、外輪2、玉3）では、浸炭窒化層の表面であるたとえば転走面における窒素濃度が0.1質量%以上である。この場合、軸受部品（内輪1、外輪2、玉3）の寿命延長を確実に図ることができる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0053

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0053】

上記検査方法において、軸受部品における浸炭窒化層の表面において確認される窒素濃度は0.1質量%以上である。この場合、当該表面の窒素濃度について、軸受部品の寿命延長効果を得られるレベルとなっているため、当該検査方法により合格と判定された軸受部品では寿命延長効果を確実に得ることができる。